

## 新潟市特殊車両通行認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、車両制限令（昭和36年政令第265号。以下「令」という。）第12条に基づき特殊な車両の認定（以下「認定」という。）について、法令その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定の対象)

第2条 認定の対象となる車両は、幅、総重量、軸重又は輪荷重が令第3条に規定する最高限度をこえず、かつ、令第5条から令第7条までに規定する基準に適合しない車両であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 当該車両を通行させようとする道路の沿道（以下「沿道」という。）の住民が所有又は使用する車両
- (2) 沿道の住宅及び事業所等への荷物及び資材等の搬出入に使用する車両
- (3) 沿道における建築物等の建築のために使用する車両
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める車両

(認定の申請)

第3条 認定を受けようとする者は、別記様式第1号による特殊車両通行認定申請書を市長に提出するものとし、その提出部数は、正本及び副本を各1部とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。ただし、市長が必要がないと認めるときは、添付を省略することができる。

- (1) 通行経路表（別記様式第3号）
- (2) 経路図
- (3) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による自動車検査証の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(認定の審査)

第4条 市長は、前条の申請を受理したときは、次の各号に掲げる事項について審査を行

うものとする。

- (1) 申請に係る車両が申請経路を通行する場合、道路構造の保全及び交通の安全が確保されること。
- (2) 申請に係る車両の通行期間が適切であること。
- (3) 申請に係る車両が申請経路を通行した場合、令第8条から令第10条の規定に適合していること。

(認定書の交付)

第5条 市長は、前条の審査の結果、相当と認めたときは、認定を行うものとし、別記様式第2号による特殊車両通行認定書（以下「認定書」という。）を交付する。この場合において、市長は、道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため必要な条件を付すことができる。

2 市長は、前項の認定をしないときは、別記様式第4号による不認定通知書により申請者に通知するものとする。

(認定書の携帯)

第6条 認定を受けた者は、車両通行の際は常に認定書を携帯し、道路監理員から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(認定の期間)

第7条 認定の期間は、2年以下とする。

(認定事項の変更)

第8条 認定を受けた者は、認定を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ特殊車両通行認定申請書により市長に変更の申請をしなければならない。この場合の手続については、第3条第1項及び第2項を準用する。

(認定期間の更新)

第9条 認定を受けた者は、認定を受けた車両を認定期間満了後も引き続き通行させるときは、当該認定期間の満了の14日前までに特殊車両通行認定申請書により市長に更新の

(認定書の再交付)

第10条 認定を受けた者は、認定書を滅失、き損又は汚損したため認定書の再交付を受けようとするときは、別記様式第5号による認定書再交付申請書を市長に提出するものとする。この場合において、き損又は汚損を理由とするときは、当該き損又は汚損した認定書を添付するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。